

➤ 新型コロナウイルス感染症の申請に関して、**医師証明が必須**となりました。



最新の情報は、協会けんぽHPで

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の申請について

- 広報・イベント
- 広報資料集
- 医療機関に関する情報
- 広報
- 新型コロナウイルス感染症関連情報
- インセンティブ制度
- 災害に関するお知らせ
- 協会けんぽにおけるマイナンバーの取扱いについて
- 届書・申請書作成支援サービスのご案内
- 震災に関するお知らせ
- 健康保険委員
- 「医療費のお知らせ」について
- 被扶養者資格の再確認について

申請期間の初日が令和5年5月8日以降の申請については、医師の証明が必要となります

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金については、臨時的な取扱い（※）として、療養担当者意見欄（申請書4ページ目）の証明の添付を不要としておりましたが、申請期間（療養のため休んだ期間）の初日が令和5年5月8日以降の傷病手当金の支給申請については、他の傷病による支給申請と同様に、傷病手当金支給申請書の療養担当者意見欄（申請書4ページ目）に医師の証明が必要となります。

※厚生労働省保険局保険課事務連絡（令和4年8月9日）により、全保険者統一的な取扱いとして臨時的な取扱いが行われてきましたが、今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が廃止されたことを踏まえて、当該臨時的な取扱いを終了することとされました。

申請方法

ご加入されている協会けんぽ都道府県支部に傷病手当金支給申請書をご提出ください。
→申請書のダウンロードは[こちら](#)（※令和5年1月から新様式に変わりました。）

→申請期間（療養のため休んだ期間）の初日が令和5年5月7日以前の申請については[こちら](#)

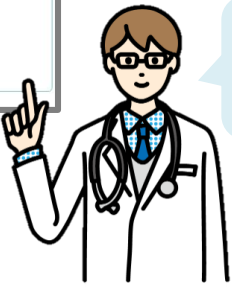
■ 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&Aは[こちら](#)

申請期間の始めをチェック！

2ページ目 傷病手当金 支給申請書

申請期間（始）

申請期間（始）	申請書 4 ページ目
令和5年 5月8日以降	医師の証明が必要
令和5年 5月7日以前	【特例】本人による記入可



令和5年5月7日以前の申請でも、
医師に証明いただけるかは確認しましょう

令和5年 申請期間が
5月7日以前の場合のみ

新型コロナウイルス感染症による申請書4ページ目の書き方

申請書4ページ目に「医師から証明を受けられない」方は、申請書4ページ目をご自身で記入いただきます。下図を参考にご記入ください。（赤く塗りつぶされた欄に記入がない場合、返戻となります。）

申請書4ページ目

健康保険 傷病手当金

（申請書2ページ目に記入された）
申請期間と同じ年月日を記入ください。

患者氏名 (カタカナ) ケンホ° タロウ

発病不届と認められた期間 (勤務先での発病の発覚に遅滞なく発病の発覚を通知したことがない期間をいいます) 05 01 11

発病不届と認められた期間 (勤務先での発病の発覚に遅滞なく発病の発覚を通知したことがない期間をいいます) 05 01 19

疾病名 (印字不能と認められた場合に記入してください) 新型コロナウイルス感染症

発病または負傷の原因

発病または負傷の年月日

発病不届と認められた期間に診察した日がありましたか。 2. はい

上記期間中に発する「主たる症状及び経過」(発熱、咳、喉痛、頭痛、倦怠感、嗅覚障害等) 38.0度の発熱、のどの痛み、せきの症状があった。

証明日は申請期間以降の日付を記入ください。

（保健所より自宅待機の指示を受け、）
医師から証明を受けることが困難だったため、
被保険者自身で記入しました。

健保 太郎

医師の証明を受けられない理由と被保険者様の氏名を記入ください。

60141101

全国健康保険協会 協会けんぽ

4/4



申請期間が14日以上の方は
下記いずれかの書類の添付が必要となります。
※医師に証明いただいている方は添付いただく必要ございません。

＜申請期間＝療養期間だったことが分かる書類＞
・保健所発行の「宿泊・自宅療養証明書」の写し
・「就業制限通知書」及び
「就業制限解除通知書」の写し等

（・上記書類をお持ちでない方
・証明に記載された期間より長く休まれた方は、「療養状況申立書」をご記入の上で添付ください。

※協会けんぽHPから印刷可能です。